

第十六回 参議院厚生委員会會議錄第七号

昭和二十八年七月二日(木曜日)午前十二時二十二分開会

委員の異動

六月二十九日委員湯山勇君辭任につき、その補欠として高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 盤淵君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

榊原 亨君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
廣瀬 久忠君
竹中 勝男君
山下 義信君
有馬 英二君

政府委員

外務政務次官 小龍 彬君
外務参事官(外務大臣官房審議室付) 廣瀬 節男君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
事務局側

常任委員

常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君

本日の會議に付した事件

○社会保障制度に関する調査の件
(九州地方水害対策に関する件)
(比島戦犯の釈放に関する件)
(厚生省関係昭和二十八年年度予算に関する件)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

社会保障制度に関する調査の一環として、九州地方水害対策について前回に引続き政府当局の説明を聴取いたします。曾田医務局長から説明を願います。

○政府委員(曾田長宗君) 今回の水害に当りまして医療機関の被害状況又それに対処しようという方針を持つておるかという事を申上げてみたいと思います。

医療機関と申しましたが、具体的な情報が只今入つておりますのはやはり国立の施設でございます。その他のものについては極めて断片的であり、又こちらからもこの報告の大体要点をいたしましたので、できるだけ早く報告を集めますように各県に連絡いたしておるわけでありまして、今日まで入りましたこの国立病院の被害状況というものを大ざっぱに申上げてみます。なお御質問がございすれば個々の病院についての状況を報告させて頂きたいと思ひます。

全般的に見ますと、殆んど被害地区における全施設が何らかのこの損害を受けておるわけでありまして、幸いにして収容患者に對しましてはい

ささかの異常もございまして、診療に大きな支障を來たしておるといふうなことはございせん。浸水の状況は殆んどすべての病院が部分的或いは全面的に浸水されておるわけでありまして、建物、主要な建物は大きな損害を受けておりませんが、渡り廊下というようものが流失いたしましたところ、数箇所ございまして、又その土地の関係から、所によりましては崖崩れというようものを生じておりまして、こういうような建物の流失その他の損害及び崖崩れというやうなことのたために、その復旧のためには相当額の金額を要するのではないかと申すように考へられておるわけでありまして、又そのほか全般的に衛生関係としましては、浸水のために便所等が使用不能になつておる、或いは電気が止まるというやうなことのたために、排水、給水等というやうな支障困難を來たしておるというやうな所もございまして、食事関係といつたしましては、おおむね主食については貯蔵が十分でございまして心配はないのでありますが、一番困つておりますのは、やはり生野菜の問題でありまして、その補給についていろいろと現地において、又他の地区と連絡をして、いろいろと補給を図つておるというやうな状況であります。最も被害が大きいと考えられますのは、佐賀の療養所でございます。今までのところ各施設からまだ詳細な報告が参つておりませんが、復旧に約一千万円程度のものが必要ではないかとい

うやうやな報告をよこしております。なお国立以外の施設につきましては、先ほど申上げましたように、残念ながら今日まだ十分な資料が入つておらず、今この資料の収集に努めておる段階でございまして、そのためには今後いろいろこの経費の上でも何らかの援助措置を講じなければならぬのではないかと申すように考へられておりますが、只今のところでは各県と連絡をいたしまして、各県知事がこの民間の医療機関の復旧というやうなものに必要な融資について、できるだけ援助をお願いするといふやうなことも手配いたしております。

それから又、前から計画に載つておりましたいわゆる医療施設に対する金融措置といつたしまして、国民金融公庫から大体一億程度のものを廻すという話が前から進んでおつたわけでありまして、こういうやうな緊急事態が出ましたので特に災害地におきましては、この一億を優先融資をいたす。この被害地に対して優先融資するといふやうな措置をとりたいといふやうに考へて、関係の筋ともお話し合ひをしておりますので、現地の各府県のほうにも連絡いたしまして、そういう便を御利用下さるやうにこの医療施設の経営者のかたがたにも御連絡するといふやうな措置をとつております。極めて簡単でございまして、大ざつぱに申上げました。御質問に應じて又申上げます。

○榊原亨君 先日本委員会が、今度の災害について厚生省当局の御調査並びに現状について承わらせて頂きたいというときに、医務局のほうからどうなとも係官がお見えにならず、又我々のほうから御質問申上げましたも所管外のかたがたが多いために適当なお話を承わることができなかったものであります。この災害については医務局はそれほど冷淡なお考えでございまして、○政府委員(曾田長宗君) 只今の御質問でございまして、誠に申訳ないと思ひますが当日におきましては、私どものほうに通知を受けましたのが、正確に時間は覚えておりませんが、正確に六時近くになりましてから通知を受けましたので、恐らく途中でこの連絡の事務に當つております方面で手違いがあつたものと思つたのであります。私どものほうに通知を受けましたのがその頃でございまして、私そのとき実は参議院の議員の方のところによつとお伺ひしておつたのですが、そちらのほうに連絡がございまして、そして早速こちらに断つて参りましたのですが、私こちらに到着いたしましたらもう済んだところだといふこととございまして、誠に申訳ないと思ひますけれども、私ども通知を受けましてからは直ぐに参つたやうな次第でございまして、その点御了解を願ひます。

○榊原亨君 大体事情がわかりましたのでありますが、この水害に對しましては、ほかの省或いはほかの局と同じぐらい劣らぬ御熱意を以て対処しようといふおつもりなのではないかと

か、承わらせて頂きたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 他の局に劣らず私どもも遺漏なきを期したいという熱意を持っています。

○榊原亨君 只今承りますと、国立病院の被害については御報告がございましたが、その他の医療施設についてはまだわからぬというところでございするが、浸水を受けた箇所における医療機関の数はどれくらいでございすか、承わらせて頂きたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 只今数字はちよつと申上げる資料を持ち合せておりませんでございしますが、時間を暫く頂戴いたしますればすぐに概算はできると思ひますが、そうさせて頂きたいと思ひます。

○榊原亨君 農業関係その他の部署におきましては実際の調査がはつきりわからなくとも、その浸水の度合いによりまして大体的概算を計算して出しておられるのであります。只今承りますと、数日を経過した今日においてもなおまだ調査報告がこないから医療機関が何ぼやられたかどうかということが数字的に御発表になれない。而も私承わらせて頂きたいと思ひますのは、先ほど一億円とおつしやいましたあれは、今度の被害のために医療機関に融資するお約束ではなかつたはずであると私は思ひます。それは何も不必要な金ではなくて、当面いたします医療機関の整備をいたしますためにはどうしてもなければならぬ金を借りるために五億円という枠をつけ、そしてそのうち一億円は国民金融公庫からという事になつておつたと思ひのであります。今度の被害において必要な部

門に廻されるべきものを保留して、そのうしてそのほうだけでそれを融資することによつて今度の大水害の医療機関の被害をカバーしようというお考えでありますか。承わらせて頂きたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 大体この災害とは無関係に医療機関に融資すべきものとして予定してございした一億円、これを取りあえず優先融資をするという措置は、いわゆる特に優先というところだけが特別でございまして、特に枠が拡がったという意味ではございせん。今の措置といたしましては取りあえずそういたしまして、そしてそのような特別な事態によつて必要となりました分の増額ということに更にこの関係筋と十分に協議して増額を考へたいというふうな考へております。

○榊原亨君 災害復興のために要します費用を単に国民金融公庫の貸出金だけでこれをカバーしようというお考えを拡げようというお考えだけであります。鳥取のあの限局された震災におきまして、例へば健康保険の医療費の先払いその他の貸出金以外の措置がとられておると私は思ひのであります。先目御報告になりましたところの予算のうちにおきましても、鳥取震災におきましては特に国保法の補助金のうちから貸出したというふうな事になつておるのであります。そういう措置を講じないで、国民金融公庫の一億円だけでそれをやろう。又将来災害がはつきりわかつたら枠を拡げてやろうというふうな、そういう生ぬるいことだけで医療機関のことをやろうというのであります。特に赤痢はだん／＼殖

えておる。急場のところはこのほかの救助法によつてできるかも知れませんが、これからあとに長い目でみましたところの現地におけるところの医療或いは伝染病の予防といふものに対しては、どうしても医療機関の復興といふことを考えなければならぬと思ひのであります。その点についてどうなんをお考えでいらつしやるのでございすか承わらせて頂きたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 先ほど申しましたことは、それだけという意味ではございせんので、お話にも触れまして、特に医療機関だけに對してという問題については話が急速にまゝとまりませんので、いろいろ全般的な医療施設だけではなしに、全般的な被害地に対する金融特別措置が講ぜられます。そのうちのこの医療機関の復興といふことも十分なウェイトを以て組み入れられるように原のほうに連絡いたしておるわけでありす。それから只今この国保の支払金の前渡しというお話につきましては、これは保険局の所管ではございすけれども、連絡もいたしまして、さような措置を今回の被害地に対してはいたすことになつております。

○榊原亨君 言葉尻をとつて何とか申上げるのはありませんが、只今のは国保ではなしに、社会保険の意味でございしやう。

○政府委員(曾田長宗君) 失礼でございす。

○榊原亨君 社会保険の診療報酬の前渡し……。

○政府委員(曾田長宗君) さようでございす。

○榊原亨君 それから更に私はお伺ひさして頂きたいと思ひのであります。が、大体において非常に御熱意があるやうでありますから、これは現地の都道府県の方に連絡してそれを督促するといふのはなくて、中央におきましても、すでに農業関係その他の建設関係におきましては、すでに相当な額において被害の概算を測定し、そうして関係筋に御要求になつておられるのであります。その点において医務局のほうでも強力にやつて頂きませんと、ただ現地の都道府県等に任せておいてやるというのでは生ぬるいのであります。この点を特にお願いいたしたいと思ひます。

なお最後にもう一回承らして頂きたいのであります。この災害の問題につきましましては、関係の団体、例へば日本医師会、或いは歯科医師会と御協議になつたことがあります。

○政府委員(曾田長宗君) 只今の御質問に對しましては、今までのところ特別に会合を持つたという事はございせん。なお各被害県との連絡のためには私どもの整備課長を現地に只今派遣いたしておりまして、十分な連絡をとるやうにいたしております。

○榊原亨君 官庁だけでこういう仕事をしようというときに間違ひがあると思ひます。必ず例へば日本医師会、歯科医師会というやうな団体にも御相談なさつて、官民両方が協力してやらないければ、こういう仕事はできないと思ひます。官庁だけでこれをやろうというところに間違ひがあると思ひのであります。この点今後特に御注意願ひたい。以上であります。

○林了君 大体私の言おうと思つた

ことは今榊原委員から発言があらしたのですが、先ほどの国民金融公庫の一億というもののについての優先的にこれを援助対策のほうに使うというこの政府のお気持は私どもも同感です。但し今指摘されたやうに、果してどれくらいこの機関がこれに對して打撃を受けているかという調査は、これは即刻に一つやつて頂きたい。重ねてどういふやうになりますけれども、関係団体と政府はすぐにこういうときに密接な連絡をして頂いて、その所属団体によつても、この調査方法なり或いは又援助の方法なりということはどういふやうに考へていかうかは、これは今回だけでなく、将来の問題もありませんから、これは私からも重ねて政府に要望する次第であります。

なお一億円で足りるか或いは又余るかといふことについてのことはまだおわかりにならないと思ひますが、国民金融公庫の一億円をこれに充てるか或いは又中小企業の枠に入れてあるという四億円の枠から幾らかこれを出して行くかといふことは、恐らくまだそこまで考へておられないかと思ひます。これに對して対象が違ひますから、これを一体局長はどういふやうに按配されていくかといふことであります。が、国民金融公庫に当てられた一億円だけをそれに持つて行くというお考えか、或いは四億の中からも幾らか出し、一億の中からも幾らか出すといふやうに持つて行かれる考へであるか、これを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもも考へておりますのは、そういう国民金融公庫の一億円だけというふうな考へておるわけではないのでございすが、今

出るのだ、この問題は厚生省では一体
 どういうふうに考えるかということ
 を、やかましく言っておきましたの

が思わしくないということを御報告申上げましたのでございますが、その後入りました状況によりましますと、漸次

名、エンジンダスター五台背負い式のダスター大五十五台、小を二十台携行いたしました。福岡へ参りまして、福岡

見通しにつきましては、詳細は又この係りであります。広瀬外務省参事官から説明して頂きたいと考えますが、今度

交しておられます。それから五月二十三日には東京におりますフィリピンの使節のインピリアル公使が岡崎大臣

的にはそういうふうなことであります。が、取りあえずこちらからはサゼツシヨンとしまして、七月十三日にマニラを出るクリーヴランド号があるから、それ以外の船というのは全然見通しがつかないから、できるならリザーヴェーションをやつて乗せろと、こういう電報打つた、これは援護庁からのサゼツシヨンであります。ですから援護庁へ私のほうは何にも手を打つていない、連絡をしていないというのは事実、に反しますので、少くとも我々のほうとしては密接な連絡をして来ている次第であります。

○藤原道子君　極秘だから流しようがないと言われますけれども、厚生省もやはり極秘は守れるはずなんですから、内々の相談はできたと思うのですが、その点がなされてなかつたという点は少しおかしいと思うのです。やはり援護の点につきましては、万遺憾なきを期することが第一大切なことであるし、と同時に七月四日の独立記念日を契機にこうした恩典が行われるということは、もう明らかなのです。そうしてそうなつた場合には第一の場合にはどう、第二の場合にはどうというふうなことで、私は緊密の打合せがあつて、然るべきだと思う。お打合せがあつたからといって、それが直ぐ外に漏れるとは言わない。そんな私は厚生省の援護庁の組織じやないと思うのです。どうも外務省、その他政府のそれぞれ関係において縄張り根性が未だに解けないということをはが／＼しく思つているので、この点を特に伺ひした次第であります。私は秘密で外部に漏れては困るということで密接な、何と言いますか、直接にその問題を取

ことゝに日本に對して好意を政府が示す場合は、これに對して猛烈に新聞を煽り、あらゆる行動をして反對しておりますので、外務大臣も非常にとこの点は心配をされて、なか／＼措置がとりきれない。何かに漁業条約ができて、河川の政治的分子が、

合に自分たちは手が打てると思うというような内容を報告し、我々もそういう公文に接しております。この間のフランスの戦犯が釈放されたときには、我々から至急にその旨を言つてやりました。こういう温かい措置をフランス政府がとつてくれたから、濠洲政

府もこれに倣つて、何とぞ一つ早くマ
ックスの戦犯を内地へ帰してもらいたい
という交渉をするように訓令を出して
おります。西大使は御承知のように市
谷で東郷さんの弁護をしましたよう
で東郷さんは非常な熱意を持つて
おりまして、一生懸命やつておられま

たから、マヌスの戦犯も一刻も早く
釈放してもらいたいと思つておりま
す。幸いマヌス島の拘禁所長のヘンリ
少佐は、叔父さんが日本の濠洲にお
る名誉領事をしたことがあり、日本
府からも勲章をもらつておるとい
うで、日本人に対して、好感を持つて

りまして、マヌスにおける日本の戦者に対しては自分の及ぶ限りの待遇与えよう、この間あすに寄つた大丸船長の談にも出ておりますよう、又帰つた人はみな異口同音にそううことを言つております。

浜のインターナショナル・コーポレ

五

トーマスという人から手紙が来まして、自分は元漢洲の海軍大佐で、漢洲で今村大將を筆頭に日本の戦犯を管理したことがあるが、当時の今村大將は勿論その他の人も何ら戦犯に値することはない。その人々に対してアンジャストなセンテンスがあると思うので、あなたに対して一臂の力を貸したい、こういうわけで私は早速訪問しまして、具体的にいろいろな資料も出して、何とか一つあなたの力でもお借りしたいと申しましたら、最近ウオーカ―大將と面会の約束をしてあるから行く。自分としても漢洲の上層部の軍人を知つておるので、できるだけ援助はしましようかとたび／＼私に手紙をくれる状況でありまして、漢洲でも非常にもののおかつたこういう人もやつてくれておるのであります。徐々に好転して欲しいと切願しておる次第でございます。

それから藤原さんもおつしやいました私の今回の処置、これについては私も重々責任を痛感しております。但し厚生省には何ら落度はないのでありまして、厚生省は非常に熱心に協力して下さいました。配給等は勿論厚生省がおやりになりますので、私としても私どもにできるだけのことをやりたいと考えております。今後のことは藤原さんの御注意のありましたように、一切過失なきよう私としても最善を尽したいと思ひます。一つ過去のことは何分御容赦を願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 いろいろ戦犯の釈放問題について努力せられることに對しましては、非常に敬意を払います。

実は遺骨の問題でございますが、只今お話のございましたことが若し実現さ

れて、同じ船で持ち帰れることができれば、同じに越したことはないと思ひます。私當時現地に参りまして、残されておる戦犯諸君から、講和条約の草案が第一次に発表されたときに、賠償等の問題がなかつたために、まあその関係がどうかはわからないけれども、そのときに十四名が死刑の執行をされた。突然呼び出されて処刑をされた。而も加賀尾さんが、その死刑囚の一人々々について、二百メートルも離れておる絞首台まで連れて行つて、刑の執行は夜の十二時からかかつて、終つたのは翌朝五時であつた。一人二人と減つて行つて、最後に残つた者の顔は、こんなにも容貌が変るものかと思ふほど、とても見るに堪えないような姿になつて、そして最後の一人を連れて行つたときには、自分は生きておることが辛かつたというような凄惨の言葉と共に語り、泣き泣きして来たわけでありました。今戦犯が釈放されるということになりまして、キノノ大統領の御厚意、比国民一同の協力等に感謝を捧げますと同時に、死刑の執行を受けて他界された人たちに對し、又その家族に對しては何とも言うことのできない心境にあるわけでございます。

六名かと記憶いたしますが、草ぼうぼうと生えて、日本人で向うに行かれた人で、一人として訪れた人もない。私の背丈よりもつと高い腰に覆われて、ただいけつ放し、そこには何ら標識もなく。訪れる人も一人もないという状態に放置されておることを今ここに思ひ浮べましても、涙の出そうな気持ちでございます。これらに對しても一日も早く何らかの交渉によりまして、内地へ迎へておることにできますよう、今後とも御努力をお願いしたいということを申し上げまして、私のこの点に對する質問を終りたいと思ひます。

○山下義信君 民間連して、ちよつと簡単に伺ひたいのです。この厚生委員会は、戦犯については、戦犯の処刑者に對しての扶助関係があり、それから現在の受刑中の人たちに對してはまあ留守家族保護法等の適用関係があるつて、厚生委員会としては関係があるのですが、外務省当局をこの委員会に呼ぶことは滅多にない。たまたま藤原君が比島の戦犯の何か手違いか、手続の行き違ひを問題にされて、外務省政

府委員が見えたので、私は承わりたいのですが、今の集議の受刑者諸君の釈放についてどうですか、見通しとしてこれは非常に困難でしょうか。どうでしょうか。我々はまあ外務省は殆んど手が着けられんというふうな状態で、まあ最近傍観しているというところを聞くので、それで今藤原委員の御答弁にはいろいろ／＼まあ努力されておられるというふうなことの御答弁がありましたが、それは結構であります。大筋として政府の首脳者が、外務省の首脳者がどういう努力をしておられるか、いわゆる

平和条約の第十一条ですか、厳としてあれがあるがために、もう話にならん、この話を持ち出すとアメリカが横向いちやつてから嫌な顔ををする、だから外務省はもう全然話にも手も出さんのだというところも聞いておる事実であるかどうかはわかんない。要するところ外務省のこの責任のある努力の大筋について一つ御答弁をお願いしたいと同時に、この集議の受刑者の釈放についての見通しはどうか、又それについて近く交渉するよう何かチャンスがあるかどうかという点について承りたいのです。我々も国会も心配いたしましたので、何か寄与したいと我々も考えておる。で、各派で相談なすつて、四日の日に国会の決議が、政府御承知のごとく感謝決議がなされることも、ただ比島への直接の感謝でなくして、国会がこの感謝決議をすることが如何に集議の在る所に、各国に影響があるかというところを国会が、顧慮しておることとは御承知の通りです。そこで私はこの席で外務省の責任ある小淵政務次官からこの集議受刑者の釈放についての外務省当局の努力並びにその見通しについて、一つこの際我々に聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小淵彬君) お答えいたします。外務省といたしましては決して傍観しているわけではなくして、随時関係国に駐在いたしております大公使をして交渉しておる次第であります。殊にアメリカのほうで相手にしないのじやないかというふうなお言葉もございましたけれども、アメリカでも戦犯釈放委員会を設けて、こちらのほうの申出を審議し、そうしてこれまでも

仮出所など、相当数すでに認めておるようなわけでありまして、今までも外務省としてはあらゆる努力をして来たつもりであります。まあ今度幸いにしてフランスも非常に人道的な措置をとつてくれたし、フィリッピンも今度の措置は国民に對してもこれだけ大きな心理的影響を与え、議会でも感謝の決議をせられるという段取りになつておりますので、この機会を捉えて更に一層努力したいと考えております。見通しといたしまして一体どうかという点になりますと、これは非常にむずかしい問題であります。全般の空気が非常によくなつておる。私自身も一昨日国際捕鯨委員会に参りまして、議会のほうを十日ばかり失礼して預いて、向うの様子を直接見て来たのであります。イギリスのごときも、今度皇太子殿下がいらつしやつて新聞なんかでは多少大げさ過ぎるくらいに書いたかも知れませんが、事實皆んなに会つて見まして非常にいい感じを与えておる。こうした空気がだん／＼醸成されるのではないかとこのうふうにヨーロッパでも見て来たわけでありまして、こういうふうな情勢、殊にフィリッピンやフランスのいい例もありますので、これから先集議の戦犯者の釈放というものも漸次好転して来るものであるというふうには見ておるのであります。同時にこれは外務省だけの努力ではできないことでありますから、是非とも皆様の国民的支持を受けまして、一日も早く集議で苦しんでおられるかたが出て来られるようになることに最善の努力をいたしたいと思つております。

○山下義信君 一応承わつておきま

すが、私は外務省の最高首脳部が本當に力を入れてやつてもらいたいと思ふ。今藤原委員もその点を強く要望されたが、私もお願いしておきたいと思ふ。何でも極く最近漸く係りができて、何かこの戦犯関係の一案が外務省の中に漸く設けられた。今日御列席の参事官のかたが御就任ではないかと想像するのですが、違ふかも知れませんが、それは一案でもいいでしょう。無理に一案でなくともいいと思ふ。

これを外務省の首脳部が本當に努力願いたいと思ふ。我々は外交のことは素人でわかりませんが、どういふきつかけで交渉を進められるか、強く要請されるかわりませんが、どうですか、MSAの交渉などのときにこのことも持出されては、筋が違ふかも知れませんが、私は反対いたしますけれども、ああいうものを持込んで来て日本に防衛、協力の片棒を要求するといふときにこそ、私は戦犯問題を持出して大いにやつて頂きたいといふことを、これは問題は違ひますけれども、そういう氣持がします、チャンスじゃないかと思ひますが、政務次官どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(小瀧彬君) MSAとの關係は如何かと存じます、先ほど申しましたように人道的見地からこいう立派な前例を示した例もありますし、又対日感情というふうなものもだんだん好転しておるといふふうに見られますので、是非とも御期待に副うような結果を得たいと希望いたしますと同時に私どもとしても最善を尽くしたいと考えております。

○委員長(堂森芳夫君) 他にございま

せんですか、戦犯釈放に関連して、質問は……。

それでは私からちよつと広瀬参事官にお尋ねしますが、丁度五十一年で行つたか、五十一年の一月に私ローマに行つたことがあります。そのときに全国戦犯の遺家族からのローマ法王への嘆願書を千通くらい私どもも持つて行つたことがあるのです。そうしてローマ法王にお目にかつたときにローマ法王は……、戦犯の諸君の各地におられる具体的な数字という……な資料を持つて行きてまして、そうしてお目にかつていろいろお話ししたことがあるのです。そのときにローマ法王は今まで日本からいろいろ人が来たけれども、具体的にこいういふふうには言つてくれた人は一人もなかつた。政府のほうから何もそういうあれがない。丁度外務省の金山氏がおられたときですが、非常にいい資料をもちつて、これからカソリック教徒が多い地方にはやれるからうんとやりまして、こいういふ話があつたのですが、帰つてからも又数回お手紙を差上げたわけですが、何かさういふローマ法王とのいふ……な交渉といふものはあつたのでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(広瀬勇君) お答え申し上げますが、東京におりますローマ法王庁のデリゲットにも大臣はたびたび懇請しております。それから殊にグアチカンに公使館ができてから井上公使からローマ法王庁に対して断えずお願いしております。その結果がエリザベス外相が来られましたときもさうでございますし、最近の廣瀬の商工大臣、お名前を忘れましたが、商工大臣が英国へ行く当時、やはりカソリック

のかたと見えて法王に謁見されました。これに對して法王のほうから、一つ大臣にも話したいから資料をよこせという御連絡がありまして、井上公使からこちらへ連絡がありましたので、早速資料をやりました。法王が謁見の際廣瀬の大臣マヌス島戦犯乃至東京におります廣瀬の戦犯の仮釈放の促進を強く廣瀬に要望して下さつた。私又早速資料を要求いたしました。その他法王としてはアメリカのスペルマン大僧正にも要請をしておられますし、又廣瀬におきます廣瀬のカソリックの大僧正にも法王庁は懇篤なるメッセージを送られて日本戦犯釈放に關してオーストラリア政府に對して努力するようという訓令を發しておられるといふ報告がございました。

○委員長(堂森芳夫君) それから廣瀬の戦犯の諸君は、岡崎外務大臣は、どう言つたらいひですか、程度を超えて過度に遠慮したような態度に、戦犯の問題についてはさうした態度をとつてゐる、こいういふふうに皆言つておられるのです。それで廣瀬の諸君たちは、もう俺たちはどうなつてもいいから、一つと強く外務省が出て欲しいといふことを国会から行くたびにさう言つておられるのですが、ばくらもさういふふうにお考えなのですが、どうでございますか、小瀧さんどうですか。

○政府委員(小瀧彬君) これはどうも廣瀬のかたは一日も早く出所したいといふことを念願しておられるのでありまして、或いは我々のとる措置を手ぬるまいとお考えになるのは人情の自然と思ひますが、戦犯問題を語ることがなにも外交上悪い影響を与えないといふ

うに私ども考えておるわけではないのであります。でありますから、非常に遠慮して申出るといふのではなくして、或いはその結果が今まで十分出て来なかつたので、さういふような感じをお持ちになつてゐるのではないかと申す次第であります。いずれにいたしましても、この点は大臣にもよく伝えまして、十分皆さんの期待に副うように努力したいと思ひます。

○藤原道子君 私余り一人で時間をとると思つて遠慮して質問を内輪にしておいたのですが、廣瀬の戦犯の問題が出て来たので私も一言したいのです。政府は弱いのですよ、負けた国だけ戦犯があつて勝つた国に戦犯が一人もないといふ馬鹿話はない、本當から言へば今度の国際裁判は根本的には問題がある。一番の戦犯は原子爆弾を落したアメリカにこそあると思ひます。だのに外務省は非常に弱腰です。本當にもつと毅然とした態度をとつてくれなければ、ごぼうを食べたものの根を食べさせたのだといふことで二十五年の禁錮を受けておるといふような馬鹿げた裁判を受けておるのですから、もつとこゝれは毅然たる態度で交渉しなければいかんと思ひます。一つ強くなつて下さい、このことを私は強く要望いたします。

○委員長(堂森芳夫君) それでは比島戦犯釈放についての質疑はこれで終りたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に厚生省関係昭和二十八年年度予算について衛生関係各項目に對する質疑を行います。御質疑を願ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 只今の御質問は助産婦の予算入つておらない……。

○政府委員(曾田長宗君) この助産婦については只今の關係をいたしましては、特に補助を出しまして設けるだけの額がとり得ませんでしたので保健婦と看護婦の分だけでございまして、將來……只今度の關係だけから申しますと、この助産婦の不足といふことが、保健婦看護婦の場合に比べまして幾分後進してしまつてゐるという意味ではございせんけれども、この予算の額が大体抑えられますといふと、さうさざるを得ないのではないかとこいうふうに考えたような次第でありまして、決してここに全然無視しておるといふわけではございせんが、国から補助を出すといふことが本年度は不可能であつたといふような事情でございまして、○横山フク君 本年度は不可能とおつしやりますけれども、前年度も、前々年度も不可能でございまして、数から言ひますと確かに余つております。今後一人も養成しないでも当分の間に合うぐらひに数はございまして、併し御承知のように新しい法律になつたのでございまして、旧制度の助産婦が多いのでございまして、新制度の助産婦がないわけではございまして、新制度の助産婦を養成して私たち旧制度の中に入れて、旧制度の人たちを刺激して資質を向上する上に便宜があるわけだ

と思ひますが、この予算で保健婦と看護婦の養成所はございせんけれども、助産婦の養成所はございせんけれども、それはさういふふうにお考えでないのでございまして、

と思うのです。そうして官制の大学のほうでもそういう点に対して要望が出ているのに、またそれを医務局長のほうで熱意がなくてこへ来ておるのだと私は思うのでございます。それでそういうところからやがて今助産婦の教育程度の低下の問題が出ておると思ひますが、その教育程度の低下について或る一部の産婦人科の先生から法律制度の改正というところで要望が出ておる。それに対して医務局で制度審議会をお作りになつたと思ひます。併し私が聞いておりますのに、立法は参議院、衆議院である、厚生省で立法のことにいつてとやかなさるべきではないかと思ひます。ところが、ところが、厚生省で、産婦人科の先生がたは力の弱い厚生省のほうへその要望を出しになつて、そうして厚生省で制度審議会を作つて、而も私は助産婦の問題は、医者の助産婦でもなく、助産婦の助産婦でもない一般母子のための助産婦というものゝ求めるべきだ、ところが制度審議会に一般学識経験者が一人も入つていない、医者の反対する意見が強い人たちだけをお入れになつて、そういう会をお持ちになつたのはどういふところからお出しになつたのでしょうか。それを私は伺ひたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 只今のお話につきましては今日の助産婦制度及びその教育方針につきまして、この全般的な方針を立てるというふうな意味におきましては今日法に基きました正式の審議会がございせんので、ただいろいろ仰せの通り医師のかたゝから今日現状でこれでもいいと思へないというふうな御意見もあり、又他面においてその意見に対して反対であるという御意見も又非常に強いのでありまして、そういうふうな意味で勿論立法のことにつきましては必ずしも厚生省が出過ぎたことをすべきではないというふうな考えられまされども、今日の制度に如何うな欠陥があり、又如何に改めて行くべきであるかということがいろいろ各方面で問題となつてゐるといふことは、その意見の交換というふうなことを図る責任はあろうかと思ひます。これは非公式でございまして、おおよそのようなことが、この前には審議会としておきまして、私は懇談会であつたと思ひますが、私に、こういうふうなものを設けて、各方面のかたゝの御意見をお伺ひして、只今おせられまされたように学識経験者がいないというふうにおつしやつたのでありますけれども、そのメンバーの選考において必ずしも落度がない、偏りがないというところは申せないとしましては、いろいろと各方面の御意見も伺ひたいと思ひまして、いろいろなかつたつもりで、決してそのメンバー等につきまして、ただ単に今日の、特に助産婦の教育についても少しレベルを下げようというふうなお考えのかたがたに必ずしも偏つてお集りを願つたというふうには考えておらないのであります。ただ私も今の意味で、ここから以後に決を出すとかいふような性質のものでもございせんので、いろいろ強い意見をお持ちのかたとかいうふうなことがたには率直にその御意見を伺はせて頂くというふうな意味で、かなり強硬な改革案を持つておら

れるようなかたゝにも来て頂いてお話を承つておる次第でございまして。勿論この問題が進んで参りますれば、そのメンバー等も正式な任命というふうなものではございせんので、更にいろいろなかつたから御意見を広く伺ひたいというふうな考えております。

○横山フク君 それは御意見は如何ういう気持でなさつたとおつしやいますけれども、確かに私は押されておるという事は事実だと思ひます。私この間山下委員から厚生省の人事関係は云々というお話がありまして、私も実は思ひ当る筋があつたと思ひます。私に、そういうふうなものであつてはならないのだと思ひます。而もその席上、これは全国の産婦人科学界の新潮で開かれたときの満場の御意見であるという事を言われまされたけれども、私伺うところによると、会がおしまひになりかけたときに、実は厚生省のほうで制度審議会が設けられておる、その会にはこの産婦人科学界の中から三名の代表者が送られておる、この人が産婦人科のほうの意見を代表して御異議ありませんかということ、会も遅くなつたので、手をおつかれて何ら具体的な議案が示されなくて、制度審議会の代表が二人出て、それを正式の学識の意見として行こうということ、で賛成されて、これが厚生省審議会に求められたときには、この改正案は全国の産婦人科の学界の意見であるといふことをひどく強くお出しになつたといふことをはつきり聞いております。私どものほうも昨年助産婦の總會がありまして、その席上の意見を私ど

ものほうも出しました。今年はテープレコーダーにとりまして、それを持つて来まして、それは高田次長で、すか、次長がこの会にはよその会の意見は入れる必要はないのだ、あなたの個人の意見を言えということ、発言を封じられたといふことを聞いております。一方医師会の意見は産婦人科の学界の意見であるといひながら、片方のこの会には個人の意見を入れて団体の意見を入れる必要はないといふことを言われておる。そうして厚生省のほうに於いて両省の意見の折衷案を出してやるといふことを言われたやうです。両者の意見の折衷案、医師と助産婦との妥協であつてはならないと思ひます。問題は如何う助産婦を作るのが一般社会のためにいいのであるかという観点から行くべきだと思ひます。そうして折衷案を作ることを厚生省が引受けて折衷案をお出しになつたからには、これは当然厚生省で責任を負うべき問題になると思ひます。それを厚生省案として当然この参議院なり、衆議院なりにお出しにならなければならぬ責任があると思ひます。それは引受けるかどうかは、参議院に聞いておつしやいません、参議院に聞いておつしやいまして、あつたときの席上ではそういうお話ではなくつて、この審議会の折衷案をお作りになるはずになつてゐる、こういうところに私は厚生省の不明朗さがあると思ひますと同時に、こうして一方において制度を下げなければならぬといふ強い意向があるのはどこにあるのか。今までは助産婦の新制度の養成所を作ることに對して厚生省は一つも熱心でない。未だ曾つて法律が改正されて四年にもなるのに、一つも私どもの助産婦の養成所を作る

ことに對しては協力してゐなかつたといふところに助産婦の新制度の養成所を作ることが不可能でできないのだ。だから、今まで通りの養成でいいのだといふたような觀念を一般に植付けさせる原因になつてゐると思ひます。一般の教育状態が進んでゐる今日におきまして、こういう点にもつと医務局長が熱意を持たなければならぬと思ひます。これは私少し横道へ行つたやうでございまして、それから又再教育の点でございまして、再教育では一萬幾らの保健婦に對して一回十日間でございますか、そうしてその講習をするのに六回の予算を各府県に對してとつております。ところが助産婦に對してはやはり一回十日間でございますが、半分の三回しかとつておりません。一萬何千人の保健婦に對してこの補助金をやつておりながら、六万になん／＼とする助産婦に對してその半数の養成再教育の費用しかとらないといふのはどういふところにあるのでございまして、どうか。一般におきまして助産婦のほうの一面旧制度の教育程度の低いことは私は遺憾に思ひます。それは医務局もお認めになつていらつしやと思ひます。だからこそ人数に比例して、否人数以上の費用をとるべきであつた。その熱意を持たなかつたのは遺憾だ。お聞きになつて頂きたいと思ひます。新しい制度の養成を作らないなら旧制度の助産婦の再教育に熱意を出すべきじやないですか。ちつともつてゐないじやないですか。看護婦に對しての養成、これは結構でございまして。併し助産婦に對して保健婦より半数程度の補助しか出してゐないといふのはどういふわけでございますか。而も保健婦の人たちは役人であつていらつしやいます。

○委員長(堂森秀夫君) 医務局長:

○横山フク君 ちよつと待つて下さい。そこで何かお喋りをしていらつしやるので、私はその終わるのを待つてゐるのです。質疑を續けてよろしいのですか。

○政府委員(曾田長宗君) よろしくございます。

○横山フク君 保健婦さんたちは役人であつしやる。出張できる。出張旅費をとつていらつしやるかたへです。そのかたに對して六回の費用をとつていらつしやるのです保健婦さんには……これは御承知だろふと思ひます。今更ここで書類をお眺めにならな

いでも當然わかるでしょう。助産婦に對しては、これは、民間団体です。その人が出るのだからこそ教育すべきで、而も保健婦さんたちは人の命を預かるほどの重大な場面にあつたことは先ずない。それは御承知だろふと思ひます。ところが助産婦の場合におきましては、殊に山間僻地におきましては、母子二人の命をあずかる重大責任がある。その人たちがたかから教育をなすべきでございませう。ところが一つも吹きこんでいない。ここに對して、曾田さんの御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 仰せられますように看護婦、保健婦及び助産婦というものを全面的に考えますと、助産婦に對する教育の經費というやうなものに非常な値かかるといふやうなものでございませう。先ほども申し上げましたように、一つは数の問題というやうなところからこのどちらのほうを先にするかというやうな場合に、保健婦、看護婦のほうが先になり

ましたやうな次第であります。併し御意見の通りこれは單に量だけの問題でございませう。この助産婦の質を向上させるという方法も必要なのであります。その助産婦の特別な再教育をいたしますことにつきましては、講習というやうなものにつきましては予算が組んでございませうのですが、講習所自体に對して國として十分な予算が組んでないという御意見に對しましては、これはいつまでもこういう事態にはおけないということは私も感ずるのでございませうが、今申し上げましたように、どちらのほうも今緊急の問題であるかというやうなことになるに、一応この本年度には組入れることができなかったやうな次第であります。次年度からは更に多額の經費を組入れて行かなければならんであらうというふうな考へておる次第でございませう。

○横山フク君 重ねてよく申し上げませうけれども、今年度は勿論私は仕方がないと思つてございませう。併し今來年度の、二十九年度の予算を編成中であるというのを伺つておられます。それで新しい制度の、今数が多いからそのままでよいというものではなく、そこに或る程度全然養成しなかつたら、ぱたんと断層ができる。それとなく、幾らかならぬ線をとおつて需要供給の途をとおつて行くことが必要だ。新しい制度の、よく訓練された助産婦を入れるというよりは、旧制度の助産婦に對する大きな刺激になると思ひます。四年になり五年になつても未だ一つの養成所も作らないという

ことは甚だ遺憾だと思ひますので、是非組んで頂きたいのと同時に、旧制度

の助産婦は数が余りすぎているだけに、なお更そこによく訓練をして頂きたい。保健婦からみましたら、数からみましたら何倍からのものをもつて行つてもいいはずだと思つてございませう。それが逆に二分の一、半分であるというところは、私は厚生省のなさり方が違ふ。而も仕事の重大性を考えましたらば、なお更私は助産婦に重点をおくべきだ。教育においては重点をおくべきだ責任を持つ立場にあるから。御承知のように二百二十万からの分娩数の八割何分というものは未だに助産婦の手によるお産でございませう。助産行為でございませう。而もそのうちの異常分娩、応急措置としての助産婦の責任において医療行為をするのが二、三割は入つておるといふやうな実情にあるのでございませう。この助産婦をよく訓練する。再教育において教育するといふことは当然厚生省の母子の上においての熱意ある措置をとるべきだと思ひますので、強くこの点をお願いいたしたいと思つておられます。これで医務局長に對する伺ひはやめませう。

○藤原道子君 助産婦の問題でございませうが、この前法律改正のときには旧制度の助産婦さんは資格が落ちてゐるからその資格すら認める認めないというところが問題になつたんです。ですからこれは十分講習をして、そうして新時代に即応した助産婦を作るといふことがあつたときの御答弁だつたと思ひます。そういうことで法案はできたと思ひます。ところが今横山さんが言われるやうに殆んどこれに對して熱意が示されてゐないといふことは非常に遺憾でございませう。私に聞かせるところによると産科婦人科方面から強い圧力がかつて、

婦人科方面から強い圧力がかつて、

そして産婆は今のような制度では困るからこれは産婆だけを切離して、それとして別の法律を作つてそしてつと低い養成機関によつて産婆を作らう、そのほうが医者にとつては便利であるといふやうな運動がなされておるといふことを私は聞いております。でございませう。今日まで新制度の養成機関もできていない、講習費もろくにもらないといふやうな裏には、そういうことと関連があるのじやないかと思ひます。でございませうが、それに対して医務局長の責任ある御答弁を伺ひたい。それと併せまして、今度できてゐる審議会とやらいふものはどういふメンバーでできておるかといふことを伺つておきたい。

○政府委員(曾田長宗君) 只今の藤原先生の御質問は、先ほどの横山先生の御意見にも関連がございませうので、それを併せて御答弁申し上げます。今設けられております看護婦の懇談会と申しますものは先ほど申し上げたやうな極めて非公式な性格のものでございませう。そこにお集り願つておりますのは、今一人々々申し上げることはちよつと記憶がたしかでございませうが、御必要ならば後ほどお届けいたしますから。

○藤原道子君 名前はいいけれども、どういふ人でやつてゐるのか。

○政府委員(曾田長宗君) 大体はこの看護婦に對して看護婦と申しますれば、お医者さんの側で言いますれば病院関係、保健婦でございませう。これは県の衛生部長といふやうな或いは東京都ですか、こういう行政に關係しておられるかた、それから産科病院のかたがた、こういうかたへとそれから

看護婦、助産婦、保健婦といふやうなそれらの仕事をしておられる側のかたがた、それに私ども、それから文部省のほうからも来て頂いております。おおむねこういふやうな構成でこの問題について懇談をするといふことにしております。先ほど申されました、この産婦人科学界の代表意見だといつて、一つの意見が出され、そしてそれに対してこの助産婦側からも意見が出て、そしてそれを両方合はないから厚生省で両方合はした折衷案を作つてそれで決定しようといふやうな動きがあるやうだがといふことをおつしやいましたのでありますが、これについては実は余り細かいことはどうかと思ひますけれども、今そういうやうな話が出ておるといふことにつきましては、これはいわゆる高等学校を出ましてから三年間看護婦の教育を受けて、そののち六ヶ月以上助産婦の追加教育を受けるといふので助産婦ができるということになつておりますので、これを初めから先ず看護婦を作つてそれから助産婦にするといふのと、初めからこれを一緒にいたしまして、そうして例えば三年なら三年で看護婦の資格がなくなつても助産婦の資格があるといふやうなものを作つたらどうかといふ意見がこれをお医者さん側のほうから出ておるわけでありませう。それとは別問題として、大体助産婦になるにはどういふ科目が必要かといふ問題を上げまして、その問題が先に議論になりまして、お医者さんのほうから意見が一つ出、それから助産婦さんのほうからも意見が出たといふことでありまして、ただ、今御指摘になりました問題としては、具体的に申せばその問題なので

た、今御指摘になりました問題としては、具体的に申せばその問題なので

あります。これはその科目として大体話合ひは可なり両方で近いところまできておるのでありますが、その時間等についてその長短をどういうふうに通整できるかというふうなこともございまして、それについて両方の意見が出てきておるのだから、それをこの調整がつくつかないか、若し調整がつくものならば、どういうふうに通正してみたいかという案を一応厚生省で立ててみるというお話になりました。なおその根本になります今のような初めから看護婦の資格は得られないけれども、助産婦の資格だけ得られるというふうな制度を設けるか否かというところが実のところ申しますればまだきまつてもおらないのでありまして、仮にそれを認めるとすればどういう形のものと考えられるかというところでの協定の問題が出て来たような状況でありまして、それから私、了解いたしておりますのは、今お集まり願ひましたかた々は、大体自分の経験に基いて御意見を申し述べて頂くというのを建前としておるのでありますが、それ／＼今／＼な組織にも加入しておられる関係のあるかた／＼でございますので、おのずからそういう方面の意見が出て来る。私も、今横山先生のお話のように、この産科関係としては、小畑先生と久慈先生だろ／＼と思うのでありますが、この二人の先生が申し述べられました御意見、私もはつきり覚えておりませんけれども、これが産科学会の代表意見だということも申されたかも知れませんが、別に、その産科学会の代表意見であらうと、先生がたお二人の個人的御意見

であらうと、これは皆さんに吟味して頂くというところにおいては、何も支障、差違はなしに私も取扱つておるつもりでございますので、助産婦のかた／＼から出されました御意見も、決して軽重を付けず、お互いにそれに對する意見を述べ合ひをしておるといふような状況でございますので、その状況を御報告いたしました。

○藤原道子君 もう一つ。私困るです。それは、看護婦法の制定のときには強この当委員会といたしまして要望してございます。如何なるいじろうとする案においても、我々委員会に相談をかけるということになつております。案ができてから提案することは困りますから、とき／＼その報告をしてもらなければ困る。それとも一つは、私あの法案審議のときに、私自身も非常に認識不足しておりまして、高等学校を卒業して三年も看護婦の学校、これへ行く人は少いだろうというやうな意見で、非常な不安を持つていた。ところが、この頃全国を廻つてみますと、志望者も、もう何倍、多いところは十倍／＼の志望者がある。でございますから、高等学校を卒業して更に三年、更に一年というやうなことは、時代に即応しないというやうなことは、考へて置きたい、こういうことがやはり古いお医者さんたちの中にはしばしば／＼言われるのです。それから産婆だけの知識でいいというところは非常に危険でございます。産婆こそ看護婦の資格が必要だと思ふ。保健婦的な仕事も非常に産婆の仕事の中には入つておるといふことを考へになつて、水は低きに流れる、この方向に押し流されないように一つやつて頂きたいというところを私は強く要望いたしておきます。

中山先生失礼いたしました。

○横山フク君 中山先生ちよつと。今の局長のお話、只今のお話でございまして、このことはよく御存じのはずでございますけれども、産婦人科の先生から私どものほうにお話になりまして、謙和になると同時に懇談会を設けられましたが、私たちがとして、助産婦だけの問題ではない、母子のために受入れられないということに拒絶した、話合ひがでなかつたのですが、その結果が厚生省に持つて行かれて、厚生省のほうでは、それに御一緒になつて押して行かれたということに事実はあるというところをこゝではつきり申上げておきます。と同時に、私は助産婦の制度が、徒らに高きを言うのではありませんが、今のやうな状態においては数がむしろ足りないもので、その看護婦さんを程度を下げるのには助産婦を真つ先に下げる必要は全然ないというところをはつきりと申上げたいのです。それはもうよくわかりであるやうに、助産婦の職務の範囲を御検討下さればよくわかるのです。全体的には下る下らないはこれは時代の問題でございます。この間山下先生からおつしやいました美容師の問題でも、甚だ程度が下るのは非常に時代に逆行するものだとおつしやつたが、私も同感であつたのです。ところが、美容師のかた／＼が私のところに来たときに、私がそれを懇々として言つたが、あのかた／＼は聞き容れられない。私は、どうにもならぬところまで行つてゐるので、国会で質問することもなく、黙つておつたけれども、今の時代がどうい

うところへ流れてゐるということは、厚生行政を担当していらつしやるかたは御存じのはずである。而もここに立法の府として参議院あり、衆議院あり、厚生省でそういうところを、助産婦に職をばされてそして厚生省のほうに行つたのを受けて、そういう会をお設けになつて、そして厚生省で折衷案をとつて、仲をとりもつ、或いは話合ひがでかけているとおつしやいましたけれども、それは嘘でございます。できかけておりません絶対に。勿論、速記録に載つておる責任あるところのお言葉によつて私は考えたと思ひますけれども、そういうふうな意味ではなくて、もう少し慎重にお考えを願ひたいことを重ねて希望いたします。

○有馬英二君 今に關連して、私は近頃、養成機関のことをよく知らないのですが、昔は助産婦の養成機関は、各大学、それから県立病院若しくは公立病院というやうな大きな病院で助産婦の講習をやり、それから試験をして勉強をやつたというやうに私もは古い制度を知つてゐるのですが、新しい制度はどういうことになつておりますか。それを一つ聞かして頂きたい。

○政府委員(曾田長宗君) 先ほども申し上げましたが、今日におきましては、高等学校を卒業いたしましたから、三年間看護婦の教育を受けて、そしてその後に六カ月以上の助産婦に必要知識を受ける。その上で以て助産婦の試験に合格いたしますれば資格が与えられるということになつておりまして、その看護婦学校は、方々の医科大学或いは病院というやうなものに設

けられておるわけでありまして、で、その看護婦学校を出ましてからこの助産婦の養成所に入るわけでありまして、これも各大学の病院等及び大きな病院というやうなところに設けられておるわけでありまして、それに對して特別な補助の措置を今までのところとられていないというやうな状況であります。現実にはそういうものも今、数をちよつと申上げかねますけれども、相当数ございまして、そこで養成されておる状況でございます。

○有馬英二君 それでは直ぐでもなくともこの次まででもよいですが、一休全国の助産婦養成機関はどれくらいあるか、それからそこへ入つて勉強しておる生徒の数はどれくらいであるか、或は一年にどれくらい卒業しておるかという数字を一つ示して頂きたい。それからこれは私先はどうつかりしでしょうか、横山委員の御要求は、そういうやうな今の制度とは違つた助産婦の独立した教育機関を設けるといふお説であつたかのように私は心得たのですが、そういう工合に了承してよろしうございませうか。

○横山フク君 そうではございませう。教育制度は助産婦だけ独立しておりますが、新制度は看護教育を根底に置いた助産婦であります。その問題については私たちは全面的に賛成しております。産婦人科の先生のおつしやるのは助産婦だけの、連成の助産婦を作らうというところまででございまして、今のお話の九校で、全国で九校でございまして、局長さんはおつしやがなかつたが、九つの学校があります。九校では岡山でも要望書が出ています。東京でも、京都でも出てゐるとい

うふうに大学から要望書が出ておる。それは補助金が載っていないために学校が出来ない。新制度の学校教育を根底に置いた場合は学校経営は成り立つて行かない。ところが補助金が出ればそれだけの学校はできる。要望書は全国で何カ所も出ておる。それは私のほうでも調べがついておる。何であつたならば直ぐでも私議上げますけれども、そういうふうな状態であるのに、未だ法律を改正されなかつたのだ。一カ所にも補助金が出ていない、こういうところに新らしくよく訓練された助産婦のできない原因があるのです。そうしてお願いした助産婦ができない、ただ程度が徒らに高いからだ、高いからだ、だから速成の助産婦を作らなければならぬ、口実を徒らに与えておるだけであるというふうには……私は一般の母子の福祉のために甚だ遺憾だと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 横山委員に御注意申し上げます。御発言のときにどうも速記のとおりようがございせんし、委員長に発言を求めてから御発言願ひます。

○中山壽彦君 医務局長に二、三お尋ねをしたいと思ひます。御承知の通り国立病院が地方に移譲されておりますが、現在までの実績は、地方に移譲されているものが三カ所、療養所に転換されたものが若干ありまして、なお地方に移譲すべくして移譲のできない国立病院が全国には五十一カ所あるはずであります。これらの国立病院の内容といふものは非常に不完備なものである。私も最近東京の世田谷にありまする大蔵病院からの要請で視察に参りましたが、私の想像しておる以上にそ

の設備内容等を見ますというところ、もう非常に医療のできないようなものであるように思ひました。廊下を歩きますと危く歩けない、病室のドアは開くこともできない、先ずまあ物置の程度じやないかと私は思ひます。そういう患者は相当に入つております。こういう医療のできない国立病院の内容の不完備なものを当局としては今後どういうふうな処置をされるか、これを一つ承つて置きたい。

それからあの独立採算制の法律案が通過いたしましたときのお話には、二割五分は一般会計から支出して、それ八割、八割以上病院で収入があつたものに對しては何か病院の職員の福利施設にこれを使う、こういうふうな説明があつたことを私は記憶いたしております。併し私地方に参りまして、大蔵病院等は相当な収入がある、併しそういうふうな福利施設には何らの金もない、殊にそういうふうな設備が悪いところの職員の働き方というものは非常に困難だと思ひます。そういう困難な事情にもかかわらず患者は相當に收容し、又相當な歳入を得ておられるにもかかわらず、職員に對しては甚だ私は職員に對しては気の毒ではないか、こういうことを痛感したのであります。こういう点について一つ政府のお考えを聞いておきたいと思ひます。

それからいま一つは厚生省に医療機関整備審議会というものが、これは法律によつて設けられております。又地方庁にもそれ／＼医療機関整備審議会というものがあつておるが、この中

央のこの審議会は一年間に大体何回開かれるか、又開かれてどういふ結論が出ておるか、又中央と地方との審議会の連絡というものは今日までどういふふうになつておるか、これら全部を一つ一応御説明を願つておきたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 国立病院の破損の状況ということについて御指摘がございまして、これは御承知のようによつて多くの病院を地方に移譲するといふ方針を立てられまして、それに基づいてこの府県への移譲に努めて、目下進行中ではございまして、前年度中には僅かに二院、それから本年度に入りましてからすでに三つの病院、それから近く更に二つの病院、これを全部合せまして大体七つとなるわけでございますが、その他の病院については話は進んでおるものもほかにございまして、なか／＼急速に進まないと、而も計画が急速に進まないとなつておる、その間に病院がだん／＼と腐朽して、又修繕を要する箇所も多くなつて参るわけでございます。その病院の勿論甚だしい修理ということ、これは可能でございますけれども、病院の整備とか或いは建物の改修といふふうなことにつきましては、只今のところ予算が組んでございませぬ。こういう移譲の予定の病院はその意味において非常に困難な状況に陥つております。本年も何カ所／＼移譲が可能な今後になりますけれども、十分な目当も立ちませんので、それで先ほど申上げました七つの病院と、それから昨年末に結核療養所に転換いたしました十五の病院以外の七十七カ所分

については一年間分の通年予算を組んで頂いておるような次第でございます。私どももあとに残りました病院を更に検討いたしまして、そうしてこの移譲をどの程度に遂行できるかというめどをはつきりと立てたいものというふうなことを考えております。

それから大體移譲を予定しております病院にいたしまして、かように年数が経過いたしました以上、甚だしい破損といふものに対しては相當な経費を組んで補修せざるを得ないといふふうな思つております。これは本年度予算には遺憾ながら間に合いませんので入つておりませんが、明年度はその分を繰入れて編成いたしたいというふうなことを考えております。

それからそれに引続きましてこの経費の約二割五分を一般会計から特別会計のほうに繰入れるということになつておつたはずであるが、私どももこの点について何かさういふような取きめがあつたのではないかと、このことについて調べてみたものでございまして、どうもはつきりとしたものが、書いてあるものになつて残つておりません。なおいろいろ検討をいたしたい、又その当時の関係の人たちいろいろ事情を聞いてもみたいといふふうなことを考えております。併し現実にはおむね二割程度のものを今日まで一般会計から特別会計のほうに繰入れて頂いておつたのであります。これはただ総額の上でございまして、これはただついでにさういふ措置にはなつておりませんのでございまして、この病院、個々の病院で非常に成績の上つたところと、

通り特別会計でもございまして、或る程度その劣に報いる、病院での必要な設備の整備、或いは研究費等、こういうふうなもの、或いは厚生費といふようなもので幾分はその点を考慮の中に入れて行くべきだといふことは十分御意見御尤もな御意見と考えられますので、その趣旨に従つてこの予算の配賦と編成といふようなことも考えて参るつもりでございまして。

それから今の最後に医療機関整備審議会のことでございまして、この医療法の三十二条によりますと、厚生大臣又は都道府県知事の諮問に依つて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。或いは又都道府県における都道府県医療機関整備審議会を置くといふ定めがございまして、ありますが、この設立の趣旨から参りますと、この医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議して頂きたいために、厚生大臣又は都道府県知事の諮問に依つて、御意見を伺うといふことになつておるもので、これは基本的な方針、重要な方針といふようなものをここで論じて頂く、御意見を聞かして頂くことが本旨であるといふふうな了解されるのであります。従つて個々の医療機関の設置に関する適否の問題といふようなことは原則的には取上げられないと思つておりますが、併しなからさういふ問題がだん／＼地方的になつて参りますといふと、このいふ重要な問題といふのが結局かなり具体性を帯びて来るようになりますので、実際には個々の病院が論議の対象になることはあり得ることだ

と考へております。又いろ／＼とその地方で個々の病院の設置問題が紛糾いたして参りましたようなときには、それがおのずから地方の重要問題になつて参りましょうから、この問題がさうなかなり具体的な個々の問題がこゝで取上げられるということはないと言へないかと考へております。なお中央の医療審議会は年に一回開かれております。地方でもおおむね一、二回、これは定めてはございませんが、一、二回くらい開かれておるものと了解しております。

○中山善彦君 この移譲される国立病院であります。今日の全国的府県の財政状態から申しますと、なかなか進行いたしておりません。同じ政府の建てておられます、最近でございました厚生年金病院、或いは労災病院のごときは、独立会計の立場ではありますけれども、一ベツト何百万円というような実に立派な病院がここにできておる。そして国の病院というものが今申上げましたように誠に不備な危険なような建物に患者が収容されておるといふのが事実であります。明年度以降相当な費用を計上されまして、これらの移譲すべくして移譲できない全国の国立病院の内容の充実に当局は万全の策をとりたいといふことを特に要望しておきたい。なお職員に對しましては相当待遇はよろしくありません。これは当委員会においてたび／＼問題になつておりますけれども、なか／＼その実現が困難である。従つて一割五分以上病院の職員の働きによつて収入があつた場合には、私はあの法案の制定當時、これは速記録を見ればわかると思うのですが、病院職員の福利厚生施設

にこれを充てるということをはつきり申した記憶がありますが、よく御調査を下さいまして、相当職員のために待遇を高める、或いは若い医員の研究費に充てるという何らかの方法を講ずるということとは、全体の病院能率を高める上において極めて私は必要であるといふことを考へますので、この点は十分一御考慮頂きたい。なお最後に医療整備審議会が年に一回開かれるという、中央、地方の連絡についてのお話がありました。私も医療整備審議会というものはもう少し積極性のあるものだと思つては解釈しております。只今の御答弁によりまして、この審議会設置の意味が甚だ私は不明瞭じやないかと思ひますので、この点は又他日に詳しく申上げたいと思ひます。今日私の質問はこれで終ります。

○藤原道子君 時間も遅うございますので、ただ一点伺ひたいと思ひますが、国立病院についていふ／＼言いたいのでありますが、それは先ず次回に譲るといたしまして、昨日繼續養護所へ我々当委員会から七名で出張いたしました患者の意見等をいろ／＼聞いて参りました。この問題はさて別といたしまして、昨日らしい患者が衆議院の面会所へ五十名陳情に來ております。私が聞くところによりますと、前国会においていふ予防法が余りにも急速に審議を終了した。ところがいふ患者としてみれば、いろ／＼要望がまだ十分入れられなくて、納得の行かない過程においてすでに衆議院にこの法案が提案されたといふことで非常に心配いたしました。参議院からは來てくれるけれども、衆議院からはまだ來てくれる目当がつかないから、是非衆議院へ陳情

に行きたいけれども、外出が思うやうに許されない立場にあるのだから、パスを一つ心配してほしい、それで衆議院へ行つたならばパスの中に待機して、それで衆議院の厚生委員のかたに來て頂いて、そしてパスの中から陳情したい、でないと社会に余りにも迷惑をかけるからといふ、本當に血の出るような要望があつたと聞いたのでありますが、それに対して、これが当局に受入れられなかつた、そのために野放し陳情というやうなことになるので昨日の事態が起つたといふことを聞いてるのでございませうか。若し仮にパスを出してくれと言つたにもかかわらず、これを出さなかつたことに対して局長はどのようなお考えであるか。

○政府委員(曾田長宗君) 一昨日患者がパスを出してくれといふことの願ひを聞きまして、厚生省として賛成いたさなかつたのは、私が参つてそのやうに申したのであります。一昨日患者と話し合つた場合に、患者のほうからは今のように、法案がすでに国会に提出されたやうな状況でもあり、是非国会の先生がたにお目にかかつて自分たちの意のあるところを伝えたいといふことを、これは前から申しておつたのであります。特にこの期に至つてそのやうな希望を叶えさせてくれ、それでそのためにパスを明日出してくれといふことを申したのであります。私もこの体の不自由な人たちでもありまして、又原則的には、今の建前にありますといふと、無理にでも繼續養護所の中に入つて頂かなければならぬといふやうな建前にもなつておりますと

ころから、この患者のかた／＼が外においでになるというところは、他に方法が全くないといふやうなときで、どうしても止むを得ないといふときに限つてお連れ出しをしようといふふうに考へておるのであるから、他に方法があるかないか、これは一つでございませう。幸いにこの参議院の厚生委員のかた／＼は、丁度昨日の朝、一昨日でありましたば明後日おいでになるというところであるから、参議院の先生がたにお目にかかるのはこゝで明日の朝会つてくれ、けれども衆議院の先生がたにお目にかからなければならぬからパスを出してくれ、これにつぎましては私も衆議院の厚生委員のかた／＼がいづつおいで下さるというところは聞いてはおらないけれども、私も私としては、その衆議院の厚生委員のかた／＼の間にも、患者はかわいそうだから、必要であれば自分たちが行つて聞いてやろうといふやうな御意見があるやうに私も聞いておる。であるから私が一昨日歸りましたら直ちに衆議院の厚生委員長に御連絡申上げて、そうしていつおいでになれるかといふことを一つすぐあなたがたにお知らせするといふことを申しました。ずる／＼べつたり引つ張られたのでは困るというやうな話が出まして、それでは時間を切つてもいい。一昨日の話を明日の十二時までに返事をしよう。その返事が届かない、或いは厚生委員の先生がたがどうしてもこちらにおいでになれないといふやうな事態があり、そうして而もこの法案の審議がどん／＼と進んで行きそうな状況にあるならば、これはあなたがたの希望を無理に阻止することもできないか

ら、その折にはパスを出ししようといふことを、パスを出すといふところまで、或いはこれは私の言い過ぎであるかも知れませんが、私は帰つて來てから大臣、次官にも申し上げて、いろ／＼患者の気持といふことを申上げて、私或る程度責任を以てそれだけはお許しを願ひたいといふふうに考へて、患者にもそう申しました。そうして而もその返事がそれでは來なかつたらどうするかといふやうなことで、細かい推定をいたしました。私はその返事が十二時までに、電話の故障だとか、或いは誰か使者を出すやうな場合に、自動車の故障といふやうなことで、若しも十二時までに君たちのごとろに返答ができなかつたならば、そのときには、そうしてこの患者諸君が衆議院の先生がたにお会いしなければならぬといふやうな事情であるならば、私はパスを出します。又翌日にでもそういうやうな事態の場合にはパスを出します。だから十二時まで返事を待つてくれ、そして衆議院の先生がたがこゝへおいでになるというのであつたならばこゝでお待ちしてお願ひしていただければ結構です。一昨日の話で昨日の夕刻までは待つが、その時までに衆議院の先生がたがおいでにならなかつたら本日、木曜日にパスを出せといふことであります。私は昨日の朝厚生委員長にお目にかかつて、そこで以て本日來て下さいと言ふことは何としても申上げかねる。殊に昨日は衆議院の厚生委員会の開かれぬ日と聞いておりましたので、私は御相談申上げて、おいでになるとしても皆さんにお諮りして、今、丁度今日に當るわけ

ですが、今日の午後ということに、幾ら早くといつても午後とはおかしいのです、今日中というより、お願ひできないだらう。私も少し言い過ぎたかも知れませんが、そういうことを申し上げた。それで若しも昨日の朝、厚生委員長に御相談して、それではあした中に行こうと申されたときに、あしたじや困ります、それならば患者を連れて来なければなりませんという事は、これは私はどうしても委員長には申し上げかねる。だから若しもおいでにならないければ私はパスを出して君たちを連れて行く。若しもおいでになるといふことで、その翌日、或いは金曜日になるかわからないが、とにかく審議にならないうちに君たちに会いに来るといふようにおしやつた場合には君たちは待つてくれ、そういう約束をしてくれるか、そうすれば今のうちに翌日連絡がでないか、或いはおいでにならないという場合には私はパスを出して諸君を連れて行くといふことを言ひまして、その時の患者の代表者のかりの部分は、それでもいいじやないか、そこで約束しようじやないかという動きが見えたようでありましたけれども、これも患者と会ひいたします時に一番初めに懸念しておつたのですが、傍聴者をたくさん入れておつた。傍聴者を入れておつては話がなか／＼とまらないぞといふことを申したので、彼らは、どうしても皆が希望するからそうやつてくれといふことで傍聴者をたくさん置いて来まして、傍聴人のほうからかなり、妥協するとか、もう少しがんばればというような応援が入つたりいたしましたので、かなりまとまりそうになつたの

ですけれども、とう／＼まとまらずに、では交渉打ち切りと言つて、彼らは立つてしまつた。私は一昨日は午後、ちからから立つて参りましたが、そうして患者に会い始めましたのが三時半であつたと思ひますが、それから十時半まで患者といふ／＼と話合つて、その間に私もいろいろの前で患者連中代表はときどき集まつて、相談をして話をしておつたのです。十時半に至つて遂に、もう少し話をしたらどうかと言つたのでありますけれども、もう話は決裂だと言つて彼らは席を立つてしまつたのであります。それでこれは非常に困つた事態だと思ひましたけれども、私も翌日は参議院の先生がたもお見えになるし、そうして決裂はいたしたといひながらも、私も私としてはやはり患者の心境も買つてやらなければならぬので、帰つて来て午前中に小島委員長及びその他の委員のかたへ／＼にも御都合のできるかたには行つて会つてやつて頂けませんか、そうしましたら、それでは明日の午後には行つてやろう、今日でございませう、これからおいでになると思ひますが、そういうことで、私も私としてはかなりできるだけのことをいたしたつもりでございませうけれども、遂に患者を十分に納得させ得なかつた責任は私も感じております。非常に誠に遺憾だと思ひます。

○藤原道子君 実局長が非常に努力されておるといふことは私も聞いておる。実は昨日も行つてみて、患者が療養所についてくれ、今はまるで収容所の考え方で扱われておることが非常に情ないといふことで頻りに訴えておつた。その点無理はないと思ふ。実は今回の問題が起りましたときに、私は恵風園ですか、あそこで作業放棄が起つた時に次官の宮崎さんのもとに電話をかけたのです。どうも拡大するような空気が見えるから、何とか早く手を打たなければ不測の事態が起りほしくないか、殊に従業員が過勞になつて倒れる問題が起つたときは一大問題だといふので、早く手を打つようにという御注意のお電話をした。宮崎さんは心配ございませう。もう収まりつつありますからどうぞ御懸念なくと言ふ。私は若しもそうなつた場合には、その責任はあなたにありますと言つて電話をかけたこともあつた。それから又この間も、大臣代理として誰か行かなければならぬ状態だから一つ行くようにしたらどうかと言つたら、もうこの間行つて来てありますからもう必要ございませうと、こういうことでした。ですから、私はそういう頭から押えなければ解決がつくといふような考え方で我々の忠告も受け入れようと思ひない厚生省の考え方そのものに私は問題があると思ふ。私は時間が遅うございませうから簡単に済ませますけれども、そういうところまで行つて、あなたの努力にもかかわらず話が決裂いたしましたときに、こうした野放し陳情というやうな戦術がとられるという危惧はお考へにならなかつたかどうか、若しもお考へになつたとするならば、面子にこだわらず、あつた大勢の人たちに迷惑をかけるやうな事態が起らなくても、何とか収拾するやうな対策があつたのではないかと、こう思ふのですが、いろいろの問題については、いずれ委員会でも十分検討いたしますけれども、今のやうな事態を放置することは、社会に非常な不安を与える、こういう意味で。

○政府委員(曾田長泉君) 翌日早朝から五十人にも上るものが野放し脱出と申しますか、外出をするといふことは、私非常に不敏でありまして、考えられませんでしたことを非常に恥じます。

○横山フク君 もう時間も過ぎているのですけれども、明日あるのですか。人口問題の受胎調節の問題について厚生省公衆衛生局長に伺ひたいのです。が、そうした時間がつて頂けるのなら明日にしたいと思ひますけれども。

○委員長(豊森芳夫君) それではこれくらいで今日は閉会いたしたいと思ひます。

午後零時四十分散会

第一章 社会保険審査官	附則
第一節 設置	第三章 罰則(第四十六条―第四十八条)
第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)第三十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十三条及び厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二条の規定による審査の事務をつかさどるため、各都道府県に社会保険審査官(以下「審査官」という。)を置く。	
2 各都道府県に置かれる審査官の定数は、政令で定める。	
(任命)	
第二条 審査官は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八十条に規定する職員のうちから、厚生大臣が命ずる。	
第二節 審査の手續	
(管轄審査官)	
第三条 健康保険法第八十条、日雇労働者健康保険法第三十九条、船員保険法第六十三条又は厚生年金保険法第六十二条の規定による審査の請求は、左に掲げる審査官に対してするものとする。	
一 都道府県知事がした処分に対する審査の請求にあつては、その都道府県に置かれた審査官	
二 健康保険組合がした処分に対する審査の請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合の事務所の所在地の都道府県に置かれた審査官	
三 厚生大臣がした保険給付に関する処分に対する審査の請求に	

あつては、請求人が当該保険給付につき經由した都道府県知事の統轄する都道府県に置かれた審査官

(請求の期間)

第四条 審査の請求は、標準報酬又は保険給付に関する処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。但し、正当な事由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

2 標準報酬に関する処分に対する審査の請求は、原処分の日から二年を経過したときは、することができない。

(請求の方式)

第五条 審査の請求は、政令の定めるところにより、文書又は口頭ですることができ。

2 審査の請求は、原処分に關する事務を處理した都道府県の機關若しくは健康保険組合又は請求人の居住地の都道府県の同種の事務を處理する機關若しくは審査官を経由してすることができ。

(却下)

第六条 審査の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第七条 審査の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査官は、請求人が前項の期間内に補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができ。但し、前項の不適法が輕微なものであるときは、この限りでない。

(移送)

第八条 審査の請求が管轄であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、且つ、その旨を請求人に通知しなければならない。

2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査の請求があつたものとみなす。

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査の請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及びその他の利害關係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができ。

(原処分の執行の停止等)

第十条 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償ふことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができ。

2 審査官は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

(第一項の執行の停止)

3 第一項の執行の停止は、審査の請求があつた日から六十日以内に審査の請求についての決定がないときは、その効力を失う。

4 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を

附し、原処分をした保険者に通知することによつて行ふ。

5 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害關係人に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、請求人若しくは第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができ。

一 請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に關係のある事業所その他の場所に入り入つて、事業主、従業員その他の關係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、關係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。前項の規定により囑託を受けた審査官も、同様とする。

4 審査官は、請求人又は第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分を違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審査手続の受継)

第十二條 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第十三條 審査官は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四條 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、決定をした審査官が、これに署名押印しなければならない。

2 審査官は、請求人及び第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人に、決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第十五條 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第十六條 決定は、第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人を拘束する。

(決定の変更等)

第十七條 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三条ノ二第一項(判決の変更)及び第百九十四条第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「決定」と、「裁判所」とあるのは「審査官」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ決定書が請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは「審理」とする。

(政令委任)

第十八條 この章に定めるもののほか、審査に關する手続は、政令で定める。

第二章 社会保険審査会

第一節 設置及び組織

(設置)

第十九條 健康保険法第八十條、日雇労働者健康保険法第三十九條、船員保険法第六十三條及び厚生年金保険法第六十二條の規定による再審査並びに健康保険法第八十一條、日雇労働者健康保険法第四十條、船員保険法第六十四條及び厚生年金保険法第六十三條の規定による審査の事務をつかさどらせるため、厚生大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」とい

（職務の行使）

第二十条 審査会の委員長及び委員は、独立してその職務を行う。

（組織）

第二十一条 審査会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

（委員長及び委員の任命）

第二十二条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

（委員長の任期）

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

（前項の場合）

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第二十三条 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

（身分保障）

第二十四条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

（禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき）

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁以上以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があるとして認められたとき。

（罷免）

第二十五条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第二十六条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 審査会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

（会議）

第二十七条 審査会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決する。

（給与）

第二十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（特定行為の禁止）

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（利益を代表する者の指名）

第三十条 厚生大臣は、健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険ごとに、被保険者の利益を代表する者及び事業主（船員保険にあつては、船舶所有者）の利益を代表する者各二名を、関係団体の推薦により指名するものとする。

（庶務）

第三十一条 審査会の庶務は、厚生省保険局で処理する。

（請求の期間等）

第三十二条 健康保険法第八十条第一項、日雇労働者健康保険法第三十九条第一項、船員保険法第六十条第一項又は厚生年金保険法第六十二条第一項の規定による再審査の請求は、審査官の決定書の謄本が送附された日から六十日以内になしななければならない。

2 健康保険法第八十条第二項、日雇労働者健康保険法第三十九条第二項、船員保険法第六十三条第二項又は厚生年金保険法第六十二条第三項の規定による再審査の請求は、審査の請求をした日から百二十日以内になしななければならない。

3 健康保険法第八十一条、日雇労働者健康保険法第四十条、船員保険法第六十四条又は厚生年金保険法第六十三条の規定による審査の請求は、当該処分があつたことを知った日から六十日以内になしななければならない。

4 第四項第一項但書の規定は、前三項の期間について準用する。

5 第五項第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する再審査に準用する。

6 第一項及び第二項の再審査並びに第三項の審査の請求において、原処分をした保険者（健康保険法第十一條ノ二第一項、日雇労働者健康保険法第三十四條第三項、船員保険法第十二條ノ二第一項及び厚生年金保険法第十一條ノ二第一項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

（保険者等に対する通知）

第三十三条 審査会は、再審査又は審査の請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条の規定により指名された者（以下「利益代表者」という。）に通知しなければならない。

（参加）

第三十四条 審査会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、利害関係のある第三者を当事者として再審査又は審査の手續に参加させることができる。

2 審査会は、前項の規定により第三者を手續に参加させるときは、あらかじめ当事者及び当該第三者の意見を聞かなければならない。

（原処分の執行の停止等）

第三十五条 審査及び再審査の請求は、原処分の執行を停止しない。但し、審査会は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき、職権でその執行を停止することができる。

2 審査会は、いつでも前項の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによつて行う。

4 審査会は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、原処分をした保険者以外の当事者に通知しなければならない。

（審理の期日及び場所）

第三十六条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び利益代表者に通知しなければならない。

（審理の公開）

第三十七条 審理は、公開しなければならない。但し、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

（審理の指揮）

第三十八条 審理期日における審理の指揮は、委員長が行う。

（意見の陳述等）

第三十九条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭し、意見を述べることができる。

2 利益代表者のうち、被保険者の利益を代表する者は、被保険者たる当事者の利益のため、事業主の利益を代表する者は、事業主たる当事者の利益のため、それぞれ審理期日に出席して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

(審理のための処分)

第四十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、当事者若しくは利益代表者の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出席を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に係る関係のある事業所その他の場所に入り入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

2 審査会は、委員長又は委員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする委員長又は委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

4 審査会は、当事者が、正当な理

由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第十一條第五項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(調書)

第四十一条 審査会は、審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 利害関係人は、厚生省令の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十二条 審査会の合議は、公開しない。

(裁決の方式)

第四十三条 裁決は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に参与した委員が、これに署名押印しなければならない。

委員又は合議に参与した委員が署名押印することができないときは、合議に参与した委員又は委員長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

2 審査会は、当事者に裁決書の謄本を送付しなければならない。

(準用規定)

第四十四条 第五條第一項、第六條、第七條、第十二條、第十三條、第十五條及び第十七條の規定は、審

査会の行う再審査又は審査の手続に準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十二條及び第十五條中「請求人」とあるのは「当事者」と読み替へるものとする。

(政令委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、再審査及び審査に関する手続は、政令で定める。

第三章 罰則

第四十六条 第十一條第一項第四号若しくは第二項又は第四十条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。但し、審査官の行う審査の手続における請求人若しくは第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は審査会の行う再審査若しくは審査の手続における当事者は、この限りでない。

第四十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。但し、審査官の行う審査の手続における請求人若しくは第九條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は審査会の行う再審査若しくは審査の手続における当事者は、この限りでない。

一 第十一條第一項第一号若しくは第二項又は第四十条第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第十一條第一項第二号又は第四十条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

三 第十一條第一項第三号又は第四十条第一項第三号の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第四十六条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

(任命のために必要な行為)
2 第二十二條第一項の規定による審査会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても、行うことができる。

(委員長及び委員の任命手続の特例)
3 第二十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる審査会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)
4 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第二十三條第一項本文の規定にかかわらず、内

閣總理大臣の定めるところにより一人は二年とし、一人は一年とする。

(他の法律の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「国立教護院」を「国立教護院」に改める。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(社会保険審査会)
第二十七條の二 社会保険審査会に關しては、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第百号)の定めるところによる。

第二十九條第一項の表中「社会保険審査会健康保険、船員保険及び厚生年金保険の給付に關する決定及び徴収料その他の徴収等に関する不服を審査すること」を削る。

6 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法

目次中 第三章 社会保険審査
第二節 社会保険審査

官及び社会保険審査会
審査官(第二十二條)を
審査会(第二十三條―第三十條)を
削る

第三章を削る。

7 健康保険法の一部を次のように
改正する。

第四十二條ノ二を第四十二條ノ
三とし、第四十二條の次に次の一
条を加える。

第四十二條ノ二 標準報酬若ハ保険
給付ニ関スル処分又ハ保険料其ノ
他本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ賦課
若ハ徴収ノ処分若ハ第十一條ノ二
ノ規定ニ依ル処分ノ取消又ハ変更
ヲ求ムル訴ニ関シテハ健康保険組
合ハ之ニ行政庁ト看做ス

「第六章 審査ノ請求及訴訟」を
「第六章 審査ノ請求」に改める。

第八十條を次のように改める。

第八十條 標準報酬又ハ保険給付ニ
関スル処分ニ不服アル者ハ社会保
険審査官ノ審査ヲ請求シ其ノ決定
ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ
再審査ヲ請求スルコトヲ得

審査ヲ請求シタル日ヨリ六十日
以内ニ決定ナキトキハ請求者ハ社会
保険審査官ガ審査ノ請求ヲ棄却シ
タルモノト看做シ社会保険審査会
ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ審査及前二項ノ再審査ノ
請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ
裁判上ノ請求ト看做ス

第八十二條から第八十六條ノ二ま
でを次のように改める。

第八十二條乃至第八十六條 削除
8 船員保険法の一部を次のように
改正する。

「第五章 審査ノ請求及訴訟」を
「第五章 審査ノ請求」に改める。

「第五章 審査ノ請求」に改める。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 標準報酬又ハ保険給付
ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会
保険審査官ノ審査ヲ請求シ其ノ決
定ニ不服アル者ハ社会保険審査会
ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

審査ヲ請求シタル日ヨリ六十日
以内ニ決定ナキトキハ請求者ハ社会
保険審査官ガ審査ノ請求ヲ棄却シ
タルモノト看做シ社会保険審査会
ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ審査及前二項ノ再審査ノ
請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ
裁判上ノ請求ト看做ス

第六十五條から第六十七條ノ二ま
でを次のように改める。

第六十五條乃至第六十七條 削除
9 厚生年金保険法の一部を次のよ
うに改正する。

「第五章 審査ノ請求及訴訟」を「第
五章 審査ノ請求」に改める。

第六十二條を次のように改める。

第六十二條 標準報酬又ハ保険給付
ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会
保険審査官ノ審査ヲ請求シ其ノ決
定ニ不服アル者ハ社会保険審査会
ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

審査ヲ請求シタル日ヨリ六十日
以内ニ決定ナキトキハ請求者ハ社会
保険審査官ガ審査ノ請求ヲ棄却シ
タルモノト看做シ社会保険審査会
ニ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ審査及前二項ノ再審査ノ
請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ
裁判上ノ請求ト看做ス

第六十四條から第六十六條ノ二ま
でを次のように改める。

第六十四條乃至第六十六條 削除
10 特別職の職員ノ給与に関する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二號)の一部を次のように改正す
る。

第一條中第十二號の次に次の一
号を加える。

十二の二 社会保険審査会の委員
長及び委員

別表第一中「土地調整委員会委員」
を「土地調整委員会委員
社会保険審査会の委員長及び委
員」に改める。

11 この法律の施行の際、現に社会
保険審査会、社会保険医療協議
会、社会保険審査官及び社会保険
審査会の設置に関する法律による
社会保険審査官の職にある者は、
この法律による社会保険審査官を
命ぜられたものとみなす。

(従前の手続の効力)

12 この法律の施行前に、社会保険
審査会、社会保険医療協議会、社
会保険審査官及び社会保険審査会
の設置に関する法律による社会保
険審査官又は社会保険審査会がし
た請求の受理その他の手続は、こ
の法律による社会保険審査官又は
社会保険審査会がした請求の受理
その他の手続とみなす。

(従前の訴訟行為の効力)

13 従前の社会保険審査会を被告と
する訴訟で、この法律の施行の際
裁判所に係属しているものについ
ては、従前の社会保険審査会とし
た訴訟行為は、この法律による社
会保険審査会とした訴訟行為とみ
なす。

六月三十日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、らい予防法案

らい予防法案

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

第二章 予防(第四條―第十條)

第三章 国立療養所(第十一條―
第十八條)

第四章 福祉(第十九條―第二十
二條)

第五章 費用(第二十三條―第二
十四條)

第六章 雑則(第二十五條―第二
十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、らいを予防す
るとともに、らい患者の医療を行
い、あわせてその福祉を図り、も
つて公共の福祉の増進を図ること
を目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二條 国及び地方公共団体は、つ
ねに、らいの予防及びらい患者
(以下「患者」という。)の医療につ
とめ、患者の福祉を図るとともに
に、らいに関する正しい知識の普
及を図らなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第三條 何人も、患者又は患者と親
族関係にある者に対して、そのゆ
えをもつて不当な差別的取扱をし
てはならない。

第二章 予防

(医師の届出等)

第四條 医師は、診療の結果受診者
が患者(患者の疑のある者を含む。
この条において以下同じ。)である
と診断し、又は死亡の診断若しくは
死体の検案をした場合において、
死亡者が患者であつたことを
知つたときは、厚生省令の定める
ところにより、患者、その保護者
(親権を行う者又は後見人をいう。
以下同じ。)若しくは患者と同居し
ている者又は死体のある場所若し
くはあつた場所を管理する者若し
くはその代理をする者に、消毒そ
の他の予防方法を指示し、且つ、
七日以内に、厚生省令で定める事
項を、患者の居住地(居住地がな
いか、又は明らかでないときは、
現在地。以下同じ。)又は死体のある
場所の都道府県知事に届け出な
なければならない。

2 医師は、患者が治癒し、又は死
亡したと診断したときは、すみや
かに、その旨をその者の居住地の
都道府県知事に届け出なければな
らない。

(指定医の診察)

第五條 都道府県知事は、必要があ
ると認めるときは、その指定する
医師をして、患者又は患者と疑う
に足る相当な理由がある者を診
察させることができる。

2 前項の医師の指定は、らいの診
療に関し、三年以上の経験を有す
る者のうちから、その同意を得て
行うものとする。

3 第一項の医師は、同項の職務の
執行に関しては、法令により公務
に従事する職員とみなす。

(国立療養所への入所)

第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所(以下「国立療養所」という。)に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、前二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

4 第一項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

(伝染禁止)

第七条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。

(汚染場所の消毒)

第八条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員に事務所を消毒させることができる。

(物件の消毒廃棄等)

第九条 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授受を制限し、若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその物件を消毒し、又は廃棄させることができる。

3 都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続に従ひ、都道府県知事に、これを請求しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

6 前項の決定に不服がある者は、

その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができる。

(質問及び調査)

第十条 都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 国立療養所

(国立療養所)

第十一条 国は、らい療養所を設置し、患者に対して、必要な療養を行う。

(福利増進)

第十二条 国は、国立療養所に入所している患者(以下「入所患者」という。)の教養を高め、その福祉を増進するようにつとめるものとする。

(更生指導)

第十三条 国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更生に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

第十四条 国立療養所の長(以下「所長」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

2 所長は、学校教育法第七十五条第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講ずることができる。

第十五条 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。

一 親族の危篤、死亡、災害その他特別の事情がある場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。

二 法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。

2 所長は、前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。

3 所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

付しなければならない。

(秩序の維持)

第十六条 入所患者は、療養に専念し、所内の規律に従わなければならない。

2 所長は、入所患者が規律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。

一 戒告を与えること。

二 三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。

3 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。

4 第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によつては、効果が認められる場合に限つて行うものとする。

5 所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(親権の行使等)

第十七条 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

2 所長は、未成年の入所患者が親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。

(物件の移動の制限)

第十八条 入所患者が国立療養所の

区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。

第四章 福祉

(一時救護)

第十九条 都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。

(一時救護所)

第二十条 都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

(親族の福祉)

第二十一条 所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法(昭和二十五年法律第四十号)による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

第二十二条 国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、いにかかつていないものに對して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

(児童の福祉)

第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五条第一項の規定による診察に要する費用

二 第六条の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県の職員が附き添った場合におけるその附添に要する費用

三 第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用

四 第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用

五 第十九条の規定による一時救護に要する費用

六 第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用

第二十四条 国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を負担する。

第五章 費用

第二十五条 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分(第九条第五項の規定により補償金額の決定処分を除く。)に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

(都道府県の支弁)

第二十三条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第五条第一項の規定による診察に要する費用

二 第六条の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県の職員が附き添った場合におけるその附添に要する費用

三 第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用

四 第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用

五 第十九条の規定による一時救護に要する費用

六 第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用

第二十四条 国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を負担する。

第六章 雑則

第二十五条 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分(第九条第五項の規定により補償金額の決定処分を除く。)に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

2 厚生大臣は、前項の訴願がら、いを伝染させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診察させなければならない。この場合において、訴願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。

3 第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。

(罰則)

第二十六条 医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。

二 患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。

三 前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第五条第一項の規定による医師の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止の処分

に従わなかつた者

四 第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者

七 第十八条の規定に違反した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者

二 第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者

三 第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)

2 癩予防法(明治四十年法律第十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第五十条中「癩」及び「癩予防法」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条中第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

5 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号中「癩予防法(明治四十年法律第十一号)」を「癩予防法(昭和二十八年法律第二十号)」に改める。

第二十四条第四号を次のように改める。

ハ、癩予防法の適用を受けている癩患者

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正)

6 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和二十八年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(届出に関する経過規定)

7 この法律の施行前に、い患者の転帰を診断し、若しくはい患者の死体を検案した医師又はいにかかつている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(従業禁止に関する経過規定)

8 この法律の施行の際、現に旧法

第五十条中「癩」及び「癩予防法」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条中第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

5 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号中「癩予防法(明治四十年法律第十一号)」を「癩予防法(昭和二十八年法律第二十号)」に改める。

第二十四条第四号を次のように改める。

ハ、癩予防法の適用を受けている癩患者

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正)

6 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和二十八年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(届出に関する経過規定)

7 この法律の施行前に、い患者の転帰を診断し、若しくはい患者の死体を検案した医師又はいにかかつている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

(従業禁止に関する経過規定)

8 この法律の施行の際、現に旧法

第二条ノ二の規定により職業に従事することを禁止されている者は、第七條第一項の規定により業務に従事することを禁止されている者とみなす。

(診察に関する経過規定)

9 旧法第九條第一項の規定により行われた検診は、第五條第一項の規定により行われた診察とみなす。

(罰則に関する経過規定)

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案

医師等の免許及び試験の特例に関する法律

第一条 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内に在つて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者(以下「引揚者」という。)であつて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十六條第三項の規定に該当するものに對する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、なお同法同条同項の例によることができる。

昭和二十八年七月十七日印刷

第二条 引揚者であつて、医師法第三十六條第三項又は第四項の規定に該当するものは、同法第十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

第三条 引揚者であつて、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三十三條第三項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、なお同法同条同項の例によることができる。

第四条 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものは、同法第十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

第五条 引揚者であつて、引揚の直前に診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条に規定する業務を行つていたもの又は引揚前に引き続き三年以上同法同条に規定する業務を行つていたものは、この法律の施行後三箇月以内(この法律の施行後引き揚げた者については、引き揚げた日から三箇月以内)に、省令の定めるところにより、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事していた施設の名称及び所在地をその住所地の都道府県知事に届け出ることができる。

2 前項に規定する者については、診療エックス線技師法附則第三項から第九項までの規定を準用する。

昭和二十八年七月十八日発行

第六条 引揚者であつて、第一条に規定する地域内において保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条又は第六条に規定する業務を行つていたもののうち、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたものは、同法第二十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる看護婦試験を受けることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

厚生委員会第四号正誤			
頁	段	行	誤
一四一	七	齒科の医療	正
一四一	七	齒科診療の有様	正

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局